

生活困窮者に対する各種支援の実施状況

自治体名	荒川区
相談窓口	仕事・生活サポートデスク
連絡先	03-3802-3111内線2613、2624

就労準備支援事業 その他就労支援	<p>・就労準備支援事業を次のとおり実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アセスメント及び支援計画 個別課題を明らかにし、就労準備支援プログラム計画書を作成します。 2 就労自立に向けての支援 計画書に基づき、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行います。 3 就労支援、及び職場定着支援 自立相談支援機関と連携した上で、状況に応じた支援を行います。
一時生活支援事業 その他緊急支援	<p>・一時生活支援事業を、都区共同事業として次のとおり実施しています。</p> <p>・仕事と住居を失った方を対象に、自立支援センター「台東寮」による緊急一時保護事業、自立支援事業等を実施しています。</p>
家計改善支援事業 その他家計支援	<p>・家計相談支援事業は実施していませんが、自立相談支援事業の中で必要に応じた家計相談を実施しています。債務整理等の支援が必要な場合は、東京都生活再生相談窓口や法テラスの紹介や連携を行います。</p> <p>・また、多重債務で悩んでいる方を対象に、荒川区消費生活センターで弁護士による特別相談を受け付けています。</p>
子供の学習・生活支援事業 その他子供への支援	<p>・子どもの学習支援事業を次のとおり実施しています。</p> <p>・子どもたちの基礎的基本的な学習内容の習得と学習意欲の向上を図るために、小中学生が自由に学習できる場を提供し、個別相談や学習指導を行います。</p> <p>・任意事業ではありませんが、子どもの居場所づくり（子どもが集い交流する場の提供、食事の調理と提供、学習指導及び相談・進学相談等）及び子ども食堂を行う団体に対し、経費を一部補助する事業を実施しています。</p>